

国民健康保険税の減免について

災害・失業・倒産など特別な事情により、国民健康保険税を納めることが困難な場合は、申請により保険税を減免できる場合があります。減免措置の主な内容は次のとおりとなっています。

主な事情の種類	減免事由	減免割合
災害	納税義務者が災害により障害者(地方税法に該当する障害者)になった場合	保険税の90%を減免
	納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)の前年所得の合計額が1,000万円以下で、災害等による被害が、財産の3分の1以上の被害に及んだ場合	前年所得及び被害の程度により、保険税の12.5%~100%を減免
	納税義務者の前年所得の合計額が1,000万円以下で、災害等による被害が、平年における農作物による収入の3分の1以上の被害に及んだ場合	前年所得により、保険税の20%~100%を減免
所得激減	納税義務者(その世帯に属する被保険者を含む。)の前年所得の合計額が500万円以下で、失業又は事業の休廃、疾病等により、前年所得に対して当該年度の2分の1以上減少した場合 ※定年退職、自己の責に帰すべき理由による解雇、失業及び毎年恒常的(季節的含む。)失業等を除きます。	前年所得及び所得減少の程度により、保険税の20%~100%を減免
生活保護	生活保護の適用を受けることになった場合	保険税の100%を減免

◎手続きの流れ

1. 減免を希望するときは、まず、税務財政課又は住民課にご相談いただいた後、申請書を提出してください。
2. 申請書に基づき、書面審査及び必要に応じて実態調査をします。
3. 審査結果を通知します。

※ 減免にはそれぞれ細かな基準が設けられており、上記に該当した場合でも所得などにより、減免にならない場合があります。詳しくは、税務財政課税務グループ又は住民課国保医療係までご相談ください。

国民健康保険一部負担金(医療機関窓口本人支払分)の減免等について

※ 災害やリストラによる失業など特別な事情により収入が一定額以下になった場合は、申請により病院に支払う医療費の一部負担金(通常3割)の減免や徴収猶予が認められることがあります。詳しくは住民課国保医療係までご相談ください。

問い合わせ先 住民課国保医療係(電話:74-3002)
税務財政課税務グループ(電話:74-3003)